

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	出資金の流用が行われている場合のファンドの募集等の禁止	府省名	金融庁
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	金融商品取引法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、金融商品取引業者等が投資者から出資された金銭を出資対象ではない事業に流用した件数を把握していれば、御教示ください。

○ 金融庁の説明

平成 25 年度に、投資者から出資された金銭を出資対象ではない事業に流用し、行政処分を受けた金融商品取引業者等は 4 社である。

《遵守費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

遵守費用について、「出資された金銭について、出資対象事業に充てられていないという事実を知った場合に、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いを直ちに取りやめるための体制整備の費用が発生する。」と記載しているが、評価書記載の他にも発生又は増減することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、金融商品取引業者等において、出資された金銭が出資対象事業に充てられているのかなど、遵守状況を確認する体制整備に係る費用及び当該体制を維持する費用が発生することが想定される。

○ 金融庁の説明

ファンド持分等に関し出資された金銭が、出資対象事業に充てられていないことを知りながら、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いをする行為は従来、金融商品取引業者等の「不正又は著しく不当な行為」として行政処分の対象としていた。

今回、新たな規定を設け、上記行為を金融商品取引業者の禁止行為として明示したことに伴い、当該規定を根拠として、行政処分を行うことができるようになったが、金融商品取引業者等においては、従前より、本件規制を遵守するための体制整備を行っているものとする。

そのため、出資された金銭が出資対象事業に充てられているのかなど、遵守状況を確認する体制整備に係る費用及び当該体制を維持する費用が、当該規制の新たな遵守費用として追加的に発生することも考えられるが、その費用は微々たるものとする。

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、「遵守費用及び行政費用が発生するものの、当該措置を講じることにより、・・・、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いをすることが禁止されるから、投資家が出資した資金の流用の発生を抑制する効果が生じるため、本案による改正は適当である。」と記載しているが、本件規制の拡充に伴い遵守状況を確認する体制整備に係る費用及び当該体制を維持する費用が増加すると考えられることから、この点を踏まえて本件規制の拡充によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

○ 金融庁の説明

出資された金銭が出資対象事業に充てられているのかなど、遵守状況を確認する体制整備に係る費用及び当該体制を維持する費用が、当該規制の新たな遵守費用として追加的に発生することも考えられるが、当該行為は従来、金融商品取引業者等の「不正又は著しく不当な行為」として行政処分の対象とされていたことから、金融商品取引業者等においては、従前より、本件規制を遵守するための体制整備を行っているものとする。

そのため、追加的な費用の発生は微々たるものであり、本件規制の拡充により生じる投資家が出資した資金の流用の発生を抑制する効果が新たな遵守費用を上回り、得られる便益が費用を正当化できると考えている。